

令和4年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年7月8日(金) 午後2時30分から午後3時35分

2 開催場所 倉吉交流プラザ 2階 第1研修室

3 出席委員 (26人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員
19番	美田俊一	委員						

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (1人)
16番 山田有宏 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第28号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第29号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	内川 啓二
主幹	梶本 幸敬
主任	岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和4年度第4回農業委員会会議を開会いたします。始めに山脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。17番 原田委員、12番 山下委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 16番 山田委員が仕事の関係で急遽欠席の連絡が入っております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局 令和4年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 農家相談が1件ございましたので、報告をお願いします。山下委員。

12番 12番 山下です。この〇〇さんという方から農業を辞めたいと、辞めるにはどうすればいいかという相談でございました。お父さんが亡くなられて、本人さんはその場所にはもう住んでおられないと。〇〇におられるということでもう百姓はなにもかにも一切辞めたいのでどうすればいいかという話だったんですが、まだ名義がお父さんのままであり、土地のほうもどこにあるのかはつきりしたことが分からないということだったので、地籍調査が令和9年度に予定されているということだったので、それが確認され次第に売買なりなんとかの相談をもう1回行ってくださいということで終えております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

(5) 議 事

議 長 それでは続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

本日の議事についてご説明させていただきます。議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページのとおり6件の申請がございます。番号1及び番号3から5については売買による所有権移転、番号2は贈与による所有権移転です。番号6は競売による所有権移転で、4月の会議において競売買受適格者証明の審議を行ったものです。下限面積は備考欄に記載のとおりで、許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案5ページのとおり5件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇〇〇地内における福祉施設、デイサービスの建築でございます。申請地は都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地に該当し原則許可でございます。番号2は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は集落接続です。番号3は〇〇地内における一般住宅の建築です。申請地は都市計画用途地域の準工業地域で農地区分は第3種農地に該当し、原則許可でございます。番号4は〇〇地内における住宅敷地の拡張でございます。申請地は譲渡人の自宅と隣接した農地でありまして、宅建取引業者である譲受人がこの自宅と申請地等を一括で購入され土地付き建物としての販売を計画されているものでございまして、農地区分は第2種農地で許可根拠は代替地なしでございます。番号5は〇〇地内における埋蔵文化財発掘調査のための一時転用です。農振農用地区域内の農地で許可根拠は一時転用でございます。

議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案7ページのとおり3件の申請が出ております。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の10ページから16ページのとおり19件の利用権設定の申し出がございます。

続いて議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案20ページのとおり1件の申請がございます。

議案第28号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案22ページのとおり1件の申請がございます。

議案第29号 農用地利用配分計画については議案25ページから28ページのとおり9件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは説明が終わりましたので早速議事に入らせていただきます。議案第23号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(質疑なし)

議長 なしということでございますので、それでは只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第24号 農地法第5条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本議案につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります原田委員、藤原委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願いします。

藤原推進委員 推進委員の藤原です。本日この5件、申請番号1番から5番を見て参りました。その結果問題はなしということで判断をさせていただきます。以上です。

議長 はい、只今報告がございました。それでは皆さんに議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について皆さんにお諮り致します。本件につきましても先程同様当番委員と調査に行っておりますので、引き続いて藤原委員より報告をお願いします。

藤原推進委員 7ページ、3件ございます。1番、2番につきましては写真での判定とさせていただきます。ちょっと白黒写真だったので、カラーになるとよく分かるなということで次回をお願いいたします。3番については現場を確認させていただきました。3件問題なしということで報告させていただきます。

議長 只今藤原委員より報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第25号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたします。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第26号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しま

す。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。10ページ番号1番は17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 10ページ番号1番でございます。〇〇〇〇〇の2筆3, 990㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。
続きまして14ページ11番は2番 高見委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(高見委員 退席)

議 長 それではお願いします。

事務局 14ページ番号11番でございます。〇〇の5筆8, 693㎡の使用貸借の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今高見委員の案件につきまして説明がございました。質疑を求めま

す。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、高見委員の入場を求めます。

(高見委員 入場・着席)

議 長 高見委員へ、只今の案件につきましては承認されましたのでご報告いたします。

続きまして14ページ12番と13番は7番 河野委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(河野委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明をしてください。

事務局 14ページ番号12番でございます。〇〇の1筆2, 892㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか番号13番で、合計致しまして2筆、5, 467㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。それでは河野委員の入場を求めます。

(河野委員 入場・着席)

議 長 河野委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたのでご報告いたします。以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりました。続きましてその他の案件について審議を行います。事務局説明をお願いいたします。

事務局 10ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、

心菜も草に埋まって太りませんし、レンコンはまあ作られんみたいですけども。そういう状況です。

議 長 松本委員、レンコンを作っとるのはここじゃないか。

14番 場所がちょっと違う。レンコンは山田委員のすぐ近くの〇〇で。近くは水が足らんで、昨日も関係者集めてけんかしたのを仲直りさせたところで。大変なことになっとる場所にレンコン作っとるけ腹が立つは、しかもあんまり言われんけど金払いも悪いということで。なんか相談を最初にしてもらったらね、方法もあったということが言いたい。関係者の知らん間に水がどっと出とるからなんだいやと。もう遅い状況でしたので一言。

議 長 はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。ちょっと教えてください。13ページ受付番号10番、これは親子で農業者年金の関係になるんですか。

事務局 13ページ10番の〇〇の使用貸借の件は年金の関係の分で、10年の契約をしていたのが満期になったので引き続き更新をされたという内容になっております。以上です。

議 長 よろしいですか。

9番 はい。

議 長 それで先程出とった〇〇の件は、そこにはレンコンは作らないということですね。松本委員はよく〇〇〇の改良区の理事長で賦課金の徴収の関係があると思うんですけども、以前も滞納しとったと思います。私が理事の頃から。あちこちそういうのがあるみたいです。そこは気をつけて徴収されるのがいいと思います。直接家まで行って取り立てしてもいいですので。口が上手でよく逃げますけな、そこは私もよう知っとりますので。きちんとされたほうがいいと思います。投げっぱなしでいるとどんどん増えますので。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは議案第26号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。26号を承認といたします。

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 それでは議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてお諮り致します。事務局説明をお願いします。

事務局

はい、議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明申し上げます。議案20ページでございます。相続人は〇〇〇〇の〇〇〇、被相続人は〇〇〇〇の〇〇〇〇でございます。被相続人については〇年〇月〇日に亡くなられておりまして、そこで発生した相続でございます。相続税の納税猶予制度につきましては、農地を相続した際に相続税が高額で支払いができないという時に農地を手放されて農業を辞められるということがないように猶予制度が設けられているもので、租税特別措置法の方に詳しくは規定されているんですけども条件が大きく3つ挙げられます。まず亡くなられた被相続人が生前において農地をきちんと管理しておられて、農業をされていた方であること。次に相続人が相続された農地をこれからきちんと営農されていくということ。最後に相続の対象となる農地がきちんと管理された農地であること、という3点でございます。相続人の〇さんですけど被相続人の〇〇さんと同居の次男さんでして、〇〇さんが高齢になられたのを機に一緒に耕作されるようになったそうで、〇〇さんが亡くなられるまでは一緒に畑仕事をされておりました。今後も継続して耕作されることを確認済みでございます。また、事務局が6月17日に対象の農地に赴きまして確認をしまして、〇〇〇〇〇〇の畑のほうにはナスやトマト、トウモロコシなどの野菜を作っておられましたし、〇〇〇〇の田には田植えが終わって苗が育っているのを確認いたしました。以上のことから適格者と認めることが妥当であると判断しています。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。皆さんの質疑を求めます。相続税の納税猶予ということでございます。これ確か途中で農業を辞めたりとか農地を売った場合はそこでストップになるはずですね、相続税の猶予がね。だからこの期間の間はずっと作らないけん。ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第27号につきましては承認といたします。

議案第28号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長

続きまして21ページ議案第28号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮り致しますが、本件につきましても調査に行っておりますので、藤原委員より代表して報告をお願いします。

藤原推進委員

資料の22ページの圃場の方を見させていただきました。この圃場は3反ありますけど樹木が2本、大きな木がございます。それから小屋もありまして、上限の3万円でもどうかというところがございますけど、まあ3万円という判断をさせていただきました。意見が出されたのはこの遊休農地の解消の助成

議 長 はい、只今説明がございました。美田委員の案件でございます。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、25ページ番号2番、3番及び26ページ番号4番は18番 数馬委員に係る案件ですので、数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 25ページ番号2番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇。権利設定する農用地につきましては2筆2, 162㎡の水田の配分計画で、賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか26ページの番号4番まで、合計致しまして26筆、41, 210㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。数馬委員の案件について質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認と致しますので数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続き

まず1番は〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇〇〇〇の水田でございます。相談内容は売買、賃貸借となっております。

続きまして10ページ2番目は〇〇〇〇さんで、土地は〇〇、〇〇の水田となっております。相談内容は売買ということでございます。相続の届出からあっせんを希望されておりました。

12ページ3番目も相続の届出からあっせんの希望でありまして、〇〇〇〇さんで土地は〇〇〇〇〇〇の水田となっております。相談内容は売買でございます。

4番目は相談者は〇〇〇〇さん。相談内容は白ねぎを作付け予定で、来年度から耕作する農地をさがして欲しいと。〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇地区、〇〇のあたりを想定しているということです。約6反を希望しております。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 はい、それでは最初の〇〇〇の件ですがあっせん委員。鳥飼さんよろしいですか、お願いします。1人でよろしいですか。

鳥飼推進委員 はい。

議 長 次は数馬委員、じげです。

18番 ちょっと1人だと、山下さんと。

議 長 はい、山下委員と。次もう1つ〇〇地区、鐵本さんいいですか。

9番 はい。

議 長 次は〇〇〇。〇〇に空いてるようなところはあるか、なかなかないぞ。

6番 3枚ほどある、〇〇さんが作っとなるけどちょっと病気しなって。どうにかなるって言ったら、返すだとは言いなるけどなんだか〇〇〇〇さんが貸して欲しいって言いよなるって言いよなった。けどどならって、その人はいけんでって私もよう言わんし。言ってもええですか。

14番 言ってもええわ。

議 長 あの人はいけんでって言ってもええわ、実績あるだもん。

6番 今はネギを作っとなったで中ほどは鋤いとなるけど、周りは畦刈りがしてないけど。

議 長 なら藤井さんこんなん声してあげないな。あっせん委員は藤井さんで。

6番 はい。

議 長 それではあっせんの状況報告につきまして、山下委員より。

1 2 番 1 2 番 山下です。この件につきまして〇〇〇あたりの土地をちょっと紹介はしているんですけども、2 反程度ありまして回答待ちという状態になっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは次は（4）。

事務局 農地法施行令第30条の規定に基づく国有財産の農耕貸付についてでございます。こちらにつきましては農業委員さんのあっせん活動にお世話になりました。〇〇の〇〇〇さんの件でございます。農業委員会では5月の議案にて中四国農政局長から30条許可の適否を求められて適当と認められまして、その後国と〇〇さんとのやり取りの中で資料の15ページから20ページにあります国有財産有償貸付契約が締結されまして、その旨中四国農政局より通知がありまして報告するものでございます。地目が明細にございますけども、雑種地が2筆あって畦畔ということでの契約でございます。なお、反当1,000円ということで賃借料の方を決定しています。最後の年ですね、3月末までで最終年度は日割りというようなこととなっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。松本委員、これは〇〇のどこになるだ。

1 4 番 〇〇〇の〇〇に向かって左側、下の方の。

議 長 法面のあるところだな、この雑種地が法面になつとる。

1 4 番 雑種地が法面で、誰もよう刈らんで。

議 長 あの人だったら刈るわ。開墾でもみんな手作業でやりなつた人だけ、すごいわ。カヤの大きな根を起こしたりな、機械も入れずに田んぼを1人で直してスイカ作りしとるだけな、石も拾ってな。
それでは次（5）です。

事務局 （5）の今後の会議等の予定ということで改めて来月の分を記載させていただきました。来月の会議は8月10日ではあるんですけど冒頭の予定事項にありましたけれど研修会を予定しておりますので、その分の時間を予定を見ておいていただきたいということで記載しております。
あとは8月19日に農地パトロールを、総務委員会を開催し正式に決定いたしましたのでまた改めて通知は出しますけれども、とりあえず今記載をさせてもらっております。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。19日は生ビールも一応計画しておりますが、このコロナの関係でどんどん増えればちょっとこれはできないかなと思います。市長さんには声をしておりますけれども、一応。農地パトロールの朝も激励の言葉をいただいた後に1時間ぐらい時間取ってください、一緒に農地パトロールしましょうやということで話をしておりますので。その後夜は喉を潤すような計画をしますよって言ってますけども、今コロナがどんどん増えてますので、まあ8月の20日頃ならもう収まるかなと思ったりするんですけどまたその時によって皆さんにお知らせします。

皆さんの方でその他何かありましたら。はい、鐵本委員どうぞ。

9番 会長の方からお話しをしてください。6月の20日に現地に行かれたということで、3,000㎡以上だったので現地確認されたんでしょうか。

議長 たまたま常設会議で出てきましたけども、不備がたくさん見つかって造成の設計書はなし、ただ中間図でここに置くようになってますよ、位置図それしかなかったと。なら造成はどうやるんだいやと、埋め立てせないけんだろうし、農地だから。どこの辺に園舎を持ってきて、どの辺に駐車場、園庭何もなかったわけです。これではこの会議では通すことはできないということになりました。再度じゃあ会長、副会長が事務局長と現地を赴いて説明を聞いて現地を確認させてくださいということで行きました。〇〇〇の調査の中で農業委員会の会長と保育園の園長、農林建設課、事務局等で。もちろん県の方からは農業会議の局長と〇〇〇の会長、副会長、私の3名とそれから経営支援課の係長も行きまして、農林局と説明を聞いてそこでやりとりがありまして。造成等うちは建物の中身は関係ありません、いわゆる農地の造成をどうやるんかということが示されないと。なら雨水の排水はどこに流すだいやと、農業用水を排水路に流すならその図面がないといけんわいやと。それから高さをなんぼに取って、なんぼで造成して周りはどうやるんだと、何も示してなかったわけです。ですから行った時にはL型擁壁を設置します、と書いてあるんです。図面見たらL型がない重力式擁壁になっとる。なんでだいやL型擁壁でないがなこれは、あんた面積計算して重力式擁壁で現地で生コン打つようになっとるが。ああすいません間違えましたと。間違えたもん出すわけにはいけんわいやと、そこで指摘して。それから水路もU字型側溝、今時U字型側溝使わへん、それも訂正せいやと。それから可変側溝入れるようになっとるけどもグレーチングの加重が書いてない、24トンとか14トンとかね、それもきちっとしてもらわないと困るということで訂正させて報告を受けて説明を受けて、まあ納得して帰ってすぐ図面描いて出させて、6月の22日の常設会議に再度かけて承認をもらったという経過です。ですからですね今までずっと各農業委員会で出てきていた図面が全く付いてなかったと。報告を受けた県の農業会議も悪いと、私指摘したんですけれども。そうです受けたほうが悪かったですと。今までもね、どこが出しても造成工事図とかみんな付いとると。うちは農地をどのように宅地化するかということをみんなが分からないけん、建築はどうでもいいと。農地の許可権者ではないけども、許可権者はあくまでも県の支援課ですから。農業委員会の常設会議はどのようなことを宅地化するか分かればよいということで説明してもらったというようなことです。

9番 わかりました。そういうの業務上あちこち研修とかしとるので、考えられんような話ですね。

議長 それで常設会議の時に気がついていけんわいやと、これは。事前に会長、副会長2人とそれから担当の農業委員会、〇〇なら〇〇、〇〇〇なら〇〇〇の農業委員会事務局と30分前に打ち合わせするんです。事前に協議して、そこでいけんのはわかりますから、だめですよと。毎回30分前に会長、副会長と申請のあった農業委員会事務局と話し合いして委員会にかけるようにしとるんです。ですから何かあったら〇〇でも〇〇でも行かないけん、副会長だから。

その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会といたします。

— 午後3時35分 閉 会 —